

修復的対話 (Restorative Justice) による高齢者虐待予防の可能性 —たたき台デザインの検討にむけて—

梅崎 薫

Restorative Justice Approach for Elder Abuse Prevention in Community

Kaoru Umezaki

要旨

【目的】修復的司法または修復的正義Restorative Justiceと呼ばれる対話アプローチを用いて、葛藤のある家族関係の修復を早期から支援し、高齢者虐待を予防する家族支援法（以下、RJによるFGC）を開発する。

【方法】研究方法はアクションリサーチで、実践モデルの開発においては芝野が日本における児童虐待領域で用いて修正を加えたModified-Design and Development (M-D&D,2002)を採用する。

【結果および考察】共同開発する実践家から予防に対して期待と難しさがあげられ、社会への啓発、地域住民の参加、専門職の役割、加害側の参加、ライフイベント、世代交代での不適合、深刻度と継続期間、アドボカシー、軽度知的障害者等支援、アルコール依存、状況での暴力、経済的搾取とネグレクトという論点が抽出された。

【結論】RJによるFGCのたたき台を検討するには、適用対象の特定が必要で、援助技術の獲得にはシナリオロールプレイが効果的と考えられる。プロセティック・アプローチとして、地域住民にRJという対話方法を啓発する必要がある。

キーワード：高齢者虐待予防、修復的対話、家族支援、地域

Key words : Elder Abuse Prevention, Restorative Justice, Family Group Conference, Community

1. 研究の背景と目的

高齢者虐待対応は、様々な専門職による支援と地域住民による見守り支援が必須である¹⁾。しかし家族等から虐待を受けている高齢者は専門職への相談・通報を拒む場合が多く、必要な支援や対応ができない状況も生まれやすい²⁻³⁾。これまでの研究調査から、相談・通報を口止めする被虐待高齢者で、家族関係悪化の極めて早期に市町村や専門職に相談していた事例を認めた。家族でよく話し合うよう助言されて関係のさらなる悪化に至り、専門職への相談を拒否していたものである²⁾。家族関係の悪化はあっても緊急性が高くない場合、たしかに家族関係に介入する理由や手立てが見つかりにくい。その結果、徐々に家族関係が悪化して高齢者虐待にいたる可能性が想定される。地域包括支援センターや高齢福祉課の職員

は、高齢者の保護だけでなく、法に謳われる養護者支援の必要性も感じているが、具体的な支援の糸口が見えず、行き詰まりを感じているものも多い³⁾。

ところで近年、司法領域でRestorative Justice：修復的司法または修復的正義と呼ばれる家族支援法が、林浩康、山下英三郎らによってわが国に紹介されている⁴⁻⁹⁾。このRestorative Justice（以下、RJと略す）は、加害側とされる人も地域社会から排除せず包含しようとする哲学を持ち、ソーシャルワーク（以下、SWと略す）の理念と重なるところが多い¹⁰⁾。「ソーシャルワークと修復的正義」の著者で、高齢者領域のSWを専門とするクロフはSWよりRJの方がやや社会環境要因に視点をおいていると述べている¹⁰⁾。スクールSWにおいて、子どもたちのいじめ関係を修復する方法として実践モデルを開発し、試行段階に入っている山下は、直接的な対話によりお互

いを理解し、葛藤関係を回復することからRJを修復的対話と呼びかえている⁴⁻⁶⁾。

そこで高齢者虐待においても、RJによる対話アプローチを用いて家族を早期から支援し、虐待を未然に防ぐ家族支援法（以下、FGCと略す）を開発することにした。

2. 方法

RJは、これを用いる地域社会の文化のなかで、そのあり方が定まり、力を発揮すると考えられている¹⁰⁾。RJによるFGC開発には、実際に地域で高齢者虐待に対応している地域包括支援センター等の社会福祉士らと共同で開発する必要があった。そこで、これまでも一緒に勉強会を持つなどしてきた地域包括支援センターの社会福祉士らに呼びかけ、RJの導入方法とFGC開発について協力を求め、賛同した実践家と共に勉強会をもった。

研究方法はアクションリサーチとなるが、実践モデルの開発においてはミシガン大学のThomasが提唱したDevelopmental Research and Utilization (DR&U,1978)と、Design and Development (D&D,1984)にもとづき、芝野が日本における児童虐待領域で用いて修正を加えたModified-Design and Development (M-D&D, 2002)を採用した¹¹⁾。

M-D&DはフェーズⅠ～Ⅳから成る過程で、フェーズⅠで問題を把握して分析し、フェーズⅡではたたき台のデザインを検討する。フェーズⅠとⅡの後に、フェーズⅢの試行と評価、フェーズⅣの普及と詠え (tailored) となるわけだが、フェーズⅡとⅢにおいては、フェーズⅢの試行後にプロセス評価とアウトカム評価を実施して、フェーズⅡでのたたき台のデザインに改良を加える。ⅡとⅢのフェーズは反復(iteration)するフェーズとなる。この反復を繰り返して、フェーズⅣで使用する実践マニュアルの完成に至る¹¹⁾。

たたき台デザインを検討するフェーズⅡでは同時に、どのようなプロセティック (prosthetic) アプローチを盛り込むのがよいかを検討する。プロセティック・アプローチとは人の行動あるいは能力をうまく引き出す環境を用意することで、芝野が補綴的 (prosthetic) 環境と呼んだものである¹¹⁾。開発した実践モデルを用いる社会環境に働きかけておくことともいえる。

本稿が報告するのは、本研究の中のM-D&DのフェーズⅠ (問題の把握と分析) から抽出されたキーワードをもとに、フェーズⅡのたたき台を検討するための論点整理と、援助方法を検討する枠組みの整理である。フェーズⅠの問題把握では、RJ導入方法と開発に関する勉強会

メンバーとワークショップをもつとともに検討し、個別にインタビュー調査も実施した。

勉強会の内容は、第1回がRJに関する基本的な知識と日本での導入可能性についての検討で、第2回はPerson-in-Environment (PIE) という全米SW協会のアセスメントツールで模擬事例の社会環境をアセスメントしRJ導入の検討を行った¹²⁾。第3回では筆者が作成したシナリオロールプレイを用いて、具体的なRJによるFGCを体験した。開催は隔月で、開催時間は2時間程度。メンバーはほとんどが高齢者虐待に対応している地域包括支援センターの社会福祉士らだが、社会福祉協議会の成年後見センターや権利擁護センター、独立型社会福祉士、知的障害者支援に従事する社会福祉士も参加している。総計20名 (女性14名、男性6名) である。全員が毎回出席できていないが、おおむね2回以上の参加であった。

RJの説明で用いたのは、ハワード・ゼアによるThe Little Book of Restorative Justice¹⁰⁾と、山下英三郎により作成されたスクールSWでの紹介DVD⁸⁾、BeckおよびKropfらによるSocial Work and Restorative Justice (邦訳「ソーシャルワークと修復的正義」) である¹⁰⁾。最初にパワーポイントと配布資料でRJを説明し、次に山下によるDVDを鑑賞してもらい、鑑賞後にKropfらによる「修復的正義と高齢者、ケーススタディ・シュナイダー家」の章 (抜粋)¹⁰⁾ を読んで話し合いを持った。

第1回勉強会の後半にグループインタビューを実施した (インタビュー①)。第2回勉強会と第3回勉強会では閉会后に、RJ導入に対する率直な意見を自由に記載してもらい回収した (感想①、感想②)。また第2回と第3回の勉強会の間に、各社会福祉士たちが過去に経験した事例で、加害側の養護者と話し合うことができ、サービス調整会議や地域ケア会議などの家族会議においても加害側の養護者を含めて話し合いを持てた経験について個別インタビュー調査を実施した (インタビュー②)。

倫理的配慮：埼玉県立大学倫理委員会にて承認を受けた。(承認番号：第24099号)

3. 結果および考察

3-1) 導入に対する期待と課題 (インタビュー①)

インタビュー①では、地域包括支援センターなどに勤務する社会福祉士14名にインタビューを行った。回答者は10年以上、実務経験がある社会福祉士ばかりで、男性4名、女性10名であった。社会福祉士らは過去にRJによるFGC同様のFGCを経験していた。加害側の家族を含め

て直接的な話し合いの場をもったことで、安定した見守り体制に至れた経験話すものもいた。これらのことから日本に導入することに無理はないという意見が大勢を占めた。これまで手詰まり感があつた見守り事例に対して、なんらかの打開策が得られるのではないかという期待も語られた。特に緊急性の低い早期発見ケースや、介護サービスを導入できない介護不要ケースでも、RJを導入することができれば何らかの手を打てるかもしれないという期待を述べるものが多かった。しかしながら実際に実践を想定した時、そう簡単にはいかないという意見が多かった。それらの内容を整理すると、表1ようになる。

まず全ケースには適用できないだろうから、どのケースに適用するのが良いのかを考える必要がある。次にグループなどでの直接援助技術に関する不安が述べられた。個別援助での経験を積んでいても、会議開催でなく、グループダイナミクスを活用する援助方法に近いファシリテーションには不安があるものが多かった。また攻撃的なクライアントや拒否的なクライアントとの関係作りに苦勞しており、さらにグループでの援助ということになると、SWとしての援助技術やスキルにおいて不安を感じるものが少なくなかった。そして業務量という課題が

表1 RJ導入への期待と課題
(グループインタビュー結果①の概要)

第1回 RJに関する知識を学び、導入可能かを話し合う
期待 1)介護を要しない高齢者への虐待対応が可能となる 2)予防的な地域福祉活動ができる 3)早期介入が可能になる等
課題 (a) 適用する判断基準に関する課題 全ケースには適用できない、どのようなケースに適用するのが良いのか (b) ミクロレベル、メゾレベルでの直接援助技術に関する課題 個別対応におけるカウンセリング技術や、攻撃的なクライアントとの関係作り、援助関係での距離の取り方、家族会議でのグループダイナミクスの取り扱い、ファシリテート技能などに自信がない (c) 業務量という課題 家族会議の開催までに必要な事前準備として、地域住民や親族など複数の参加者へ個別面接や仲介・調整が必要となるので、その業務量を誰が担うのか 地域包括支援センターの業務に位置付けるのか、連携する関係機関間で分担するのか、どの機関が責任を持ってその業務を担うのかなど、業務の位置づけが明示されなければ、介入方法を開発しても実施できない可能性が高い

RJ導入への期待と課題の内容として、グループインタビュー結果①の概要を示した

あげられた。FGCを開催するまでには必要な事前準備があり、高齢者と養護者の双方に関わる幅広い関係者を仲介することになる。高齢者と養護者はもとより、地域住民や親族なども個別面接や仲介・調整が必要となるので、地域包括支援センターの業務に位置付けるのか、連携する関係機関間で分担するのか、どの機関が責任を持って担うのかなど業務の位置づけが必要という意見も交された。

3-2) 勉強会後の感想から (感想①、感想②より)

第2回と第3回勉強会後の感想①②から、RJによるFGCの導入について、メンバーから自由に寄せられた意見を整理すると、次のような論点が抽出された (表2)。

社会環境要因に関する認識が、目前のクライアントへの援助のなかで希薄化していくと、改めて分かった。高齢者虐待は社会問題であると言われ、実践現場で対応している社会福祉士らこそが、背景にあるサービス不足による介護負担や経済困窮という実態を知っている。しかし目前の援助に従事している中で、その感覚が希薄化する。高齢者虐待という問題を、個々の家族員の心構えや苦しさで耐える力だけに原因を求めるのではなく、社会の側にも原因があることを常に啓発していかなければ、特別な家族にしか生じないという誤った認識を変えることは難しい。虐待関係におちいった家族に関与し、スムーズな回復に向かうには、「虐待家族」というレッテルやスティグマに苦しむことは避けたい。

その他、RJで重視される地域住民の参加に対して、そのイメージのもてなさ、個人情報との兼ね合いが論点の一つとして抽出された。さらにいずれの会からも、グループのなかで意思表示が難しい人、うまく感情表出ができない人への配慮をどうするのかという点が、参加した社会福祉士らから提起された。アドボカシーの問題として重要な論点である。

RJに関する具体的なイメージは、シナリオロールプレイなどを繰り返すことである程度可能になり、必要なスキルや事前準備の個人面談でしておくこと、仲介する内容やクロージングの方法なども、実践での導入を検討する準備につながる事が分かった。しかし地域住民によるファシリテーターの役割や、なぜ地域住民が参加する必要があるのか、家族の問題を専門職以外に聞かれることへの抵抗感があるのではないかなど課題については、さらなる検討を要すると思われた。

表2 RJ実施に向けて検討すべき論点 (勉強会終了後の感想から)

第2回 社会環境と地域、RJ	第3回 RJのシナリオロールプレイ
社会環境要因への視点に関する意見	具体的なRJのイメージがつかめた。
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者領域の生活問題の背景にも社会環境や既存資源の不足がある。 ・既存資源で対応できないことが多い。 ・社会的課題だということを蓄積することが大切。 ・専門職の連携にのみ視点を置きすぎている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・これを繰り返すことで、必要なスキルを獲得できると感じた。 ・FGCに参加する加害側の家族の気持ちを追体験できて学びとなった。 ・1時間でも考えがコロコロと変わることを経験できて、学びとなった。
地域住民、地域ファシリテーター(FT)に関する問題	事前準備、プロセスが見えた。
<ul style="list-style-type: none"> ・SWと地域FTの役割の違いが今ひとつつかめない。なぜ地域住民の参加が必要か。 ・慎重に人選する必要がある。個人情報、プライバシー保護について検討が必要。 ・本人の希望により参加者が定められるので個人情報保護の問題は既に克服されていると思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前準備が重要。 ・RJで到達するゴール設定や次の展開への見通しが必要。 ・ゴール設定の予測と準備が必要。 ・専門職には、自分の役割、座席配置、時間、人数など、きめ細かな計画が必要。
自分の意見を適切に表明できない人々への支援	RJグループのなかで会話できる人とできない人がいる。
<ul style="list-style-type: none"> ・認知症などで自分の意見を上手く表現できない人の場合に、どうなるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害などで相手の立場になって考えることが難しい人、精神障害があり集団のなかで意見表出すると混乱しやすい人への配慮が必要。
具体的なRJのイメージがつかめない。	RJ終了後の影響について
<ul style="list-style-type: none"> ・開催までのプロセスや具体的なイメージができない。 ・地域住民のファシリテーターの役割と、専門職のコーディネーターの役割の違いが、イメージできない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・RJ終了後に帰宅して、その後どうなるのか気がかりになった。 ・直接、気持ちを聴くことで暴力や暴言の抑止になると思ったが、逆に作用することがないのか、気になった。
従来のFGCとの違い	クロージングの意味
<ul style="list-style-type: none"> ・加害側の家族の参加を重視する点が従来にない発想だった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・クロージングとしての飲食は、どのように活用するのか知りたい。

RJ実施に向けて検討すべき論点として勉強会終了後の感想から抽出した

3-3) 加害側の家族との面談や家族会議の経験から可能性を探る (インタビュー②)

上記2回の勉強会の間に、個別インタビューを実施した。SWが加害側の家族員と面談でき、会議にも参加してもらうなど、共に話し合うことができた事例を通して、現在のFGC援助の概要と援助プロセスを聴取した。調査に協力してくれたSWは10名で、いずれも10年以上の経験がある社会福祉士で、女性6名、男性4名であった。2

例以上の経験を話してくれた者もあり、聴取できた事例数は全14例だった。比較したい情報で不足している事例もあったので、それらを除外したところ12例が分析対象となった。分析結果を表4に示した。RJによるFGC適用の可能性については、筆者が判断した。PIEによる深刻度と継続期間の判断は、PIEの判断基準(表3)を示して、回答した社会福祉士に判断してもらった。

表3 PIEアセスメントの深刻度と継続期間の判断基準

深刻さ		例示	継続期間	
1	困難となる可能性あり	クライアントは困難さを認識していない。介入は望ましいが必須ではない。	1	5年以上
2	やや困難	クライアントの生活に混乱を招いているが、それにより全般的機能が失われるほどではない。介入はあればよいが必須ではない。例えば、配偶者との別居、失業、単親になる等	2	1-5年
3	困難	劇的ではないが、クライアントは明らかに苦痛な状態にあり、早期介入は必要。例えば、離婚、重大な経済的損失、友人の死。	3	6-12か月
4	非常に困難	社会的役割として重要な領域の、複数領域で変化に伴う困難さがあり、即時介入が必要。例えば、配偶者の死、死に至る等の深刻な病、レイプ等	4	1-6か月
5	破局的な困難さ	個人ではコントロールし適応が難しい、突然の受け入れがたい変化に伴う困難さ。即時の直接的な介入が必要。例えば、多数の家族の死、自然災害による財産の喪失等	5	1-4週間

PIEアセスメントの深刻度と継続期間の判断基準

表4 RJによるFGCを適用できるケースの検討とその特徴

適用	心配な虐待のタイプと深刻度・継続期間	背景にあったライイベント	①高齢者の様子	②加害側の養護者などの様子	ケース概要 RJ適用の検討	現在の面談時での配慮	社会環境のアセスメント
危機的状況が高いなど、予防的RJの適用外と考えられるケース	身体的虐待、暴行、ネグレクト 深4 継1 →(介入)深3 継2	①母加齢に伴う機能低下 ②母の夫による暴力(DV) DVを逃れて②宅へ転入、行き先がない	①母認知症(介2) ②に迷惑をかけるまいように住らす、施設入所を経済的に選択できない	②息子、軽度知的障害 ③に迷惑をかけるまいように住らす、直接的な介護ができない	②は父親を嫌い、①母とは消極的同居、経済的に余裕がないため父親と同居した①母親の面倒まで余裕がない、社会環境要因の方が大きい(DV)イフォーがサポートの混乱期間が長く、RJでない方法が適当		住宅の確保、経済的補助に問題あり、イフォーサポートがあるが適切に機能せず混乱
	暴力 深5 継3	①父の加齢によるパワー低下	①母認知症 ②父加齢によりパワー低下	②息子、一歩一歩行動などで収縮、保護観察中、生活保護受給、入居アハートをワザルにて退去、住まいを確保できず老親宅へ転入	②のアルコール、暴力により①父①母とも安心できない生活が続いている 緊急性高く、子を分離すべき住居の確保が必要 RJでない方法が適当		住宅の確保に問題あり、経済的に困難、医療・精神医療の受療に問題あり、アルコール問題ありイフォーサポートは悪か
	暴力、年金搾取 深5 継2	①父の暴力的な②息子への態度、加齢に伴うパワーの低下 ③母の裕福な実家に依存	①父透析 ②母軽度知的障害疑い	②息子、調理師の資格あるも疾病にて働けないと不労	②が①母を殴ろうとした①父が止め、②は①父に刃物向け、警察通報にて①父は分離保護される(その後帰宅) しかし①母への暴力はあまりない 緊急性高く、暴力的な父子関係というイフォーサポートの混乱期間が長い RJでない方法が適当		住宅、生活費、さまざまな①母の安家に依存 イフォーサポートがあるが、機能していない
	ネグレクト 深5 継2	①母の加齢による機能低下	①母の加齢による身体機能・視力・聴力の低下、およびコミュニケーションに障がい	①母40代で片麻痺となり、②長男が小学生のころより家事全般を担い、③の過失により②に外傷性の傷、④一切同居 経済的困難のため負債(ローンあり)他家族は不明、⑤孫娘が一時同居(おおきに入り)	社会保険など支払わないのでサービスを使えない 緊急性が高く、社会的要因が大(措置できる施設、視覚聴覚障害に対応できる施設がない) イフォーがサポートの問題期間が長くRJでない方法が適当		住居の確保、経済的補助に問題あり、 イフォーサポートは適切に機能していないが悪か
	別居(援助終了だが、これで良いのか?) 深2 継3	①義母の認知機能の低下 ものどられ妄想	①妄想にて②③を疑い、④が後見申立し、別居させる	②嫁、③孫は、④義母の息子(夫であり父)亡きあと30年以上、①と同居してきた	④義母による後見申立にて住宅を処分し、それぞれ①と②は別居、援助終了 将来、RJによるFGCで関係修復をできないか		イフォーサポートに混乱
本人が認知症重症でRJの適用は難しいケース	暴言暴力 深4 継4	①の夫死亡(1-2年前)	①母:うつ「私は食事をとる面がないう」「死にたい」「息子が未婚なので不審だ」 ②への付きまとい、訴え	②息子、①の付きまといに閉口し、暴言暴力となる	①母に対する②息子の暴言を見かねて、新設施設への入所を助言、息子の同意にて入所、①は妄想出現し、意思疎通が困難であった。 ①意思疎通困難にて、RJの適用は困難		精神医療の受療に問題あり(高齢期うつ) イフォーサポートがない
RJによるFGCの実施、適用が可能と思われるケース	経済搾取、身体的虐待(深5 継3)により	①父の死亡 ①母の介護を②③が担えない ④ひきこもりの孫息子	①母認知症(介4)	②息子 常勤にて約30万の収入有 ③癲(精神疾患あるらしいが未治療、陽性症状より、理解力の低下による困難さ、家計管理能力に問題あり)	②③は、生活費の管理、介護など、亡き父の代わりに機能できない 行政からの依頼にて①母に後見人を立て、市長申立てにより後見人を立て、施設入所。 ①は意思疎通できずRJの適用は困難		住居の確保、経済補助に問題あり 精神医療の受療に問題あり イフォーサポートはない
RJによるFGCの実施、適用が可能と思われるケース	暴言暴力 深2 継1	②の離婚と再婚、アルコール	①母の暴力を引き出すコミュニケーションパターン、周囲を引き込んで自分の正当性を主張	②息子、就労が続かない、アルコール、周囲を引き込んで①母と同様に正当性を主張	①母にそれぞれ通報や相談で周囲を巻き込む RJによるFGCで関係修復が期待できそう、ただしアルコールに関するリスクアセスメント必要	①母と、②息子の話を、別々に傾聴	精神医療の受療に問題ありアルコール イフォーサポートが、①にない
	ネグレクト 経済的搾取 深4 継4	①父死亡 ①母視力と聴力低下により、生活に必要な行為ができなくなった ②息子による重機の管理により買い物に行けない	①母の加齢に伴う身体的機能の低下	②発達障がい疑い、失業、筋肉強化に執心、独自の食生活(生肉)、犯罪被害(盗取)にあった可能性あり	①母の年金や生活保護費等の行き過ぎた管理 地域からの排除に対して、RJによるFGCが適用できそう ただし発達障がいの理解、信頼関係の形成、翻訳能力が援助者に必要	地域ケア会議関係者と綿密に打ち合わせをして開催している	雇用、教育訓練に問題あり(障害者支援が必要) イフォーサポートがない
	ネグレクト(室内のゴミ) 深2 継3	①母、認知機能の低下	①母は特権階級の長意識が強い 夫は数年前死亡	②息子「私何とかがやります」ひとりではええ対応できない	①母は、一般的家庭ではないというプライドがあり配慮を必要とする ②息子の認知症サービスがない ③は、一般的な勤め人だが③姉に助けを求められない RJ&FGCの適用ができそう	②と③姉を含めたFGCを開催するには準備期間として6Mは必要	イフォーサポートが機能していない
	年金の搾取 深3 継3	①父の認知機能の低下、元自治会長の父、加齢に伴うパワーの低下	①父は、認知症(介3) ②母は要支援支2	②息子:不安定ながら就労継続、しかし低賃金にて負債あり(100万程度)	通帳の預かりサービス導入 RJ&FGCの適用ができそう	息子のパワーを測りつつ面接	雇用環境、教育訓練に問題あり 障害者支援の必要性について要検討
	知人からの過度の世話・干渉 深3 継4	①認知機能の低下	①は独居の女性、近所付き合いのいい人、認知症による機能低下はあるが、慣性手はず	②は近所の知人、①の世話に熱心だが、①の意向を無視する知人同様に、①の自宅を勝手に使用したりする	①自責による②以外の人との交流が減少、助かっている面があるの、②との関係を断れない RJに近い会議を開催、適用可能	節制、配置/予想される発言に対する役割分担/イフォーサポートの場設定 RJに近い	イフォーサポートにはあるが、認知機能の低下により「断り」困難

インタビュー結果の分析一覧

12例のうちRJによるFGC適用可能と思われるのは12例中5例であった。可能例と適用外例を比較すると、当然であるが適用外例の深刻度は5-4と高く、可能例の深刻度は2-3の困難・やや困難レベルであった¹²⁾。1例のみ深刻度4(非常に困難なレベル)という判断であったが、

この事例は加害の息子に発達障がいがあると思われる事例であった。担当のSWは、息子の大柄で筋肉隆々とした風貌など誤解されやすい息子の外見に迷うことなく彼を受容し、彼に理解できるように短く文章を区切るなどして、息子のコミュニケーション能力にあわせた支援を

行って、意思疎通を図り、信頼関係の形成に成功していた。クライアントである息子は徐々にSWからの提案を受け入れ、彼が行う不適切な介護方法を変える合意の取り付けに成功しつつあった。今後は息子に対する支援も視野に入れているということで、深刻度は軽減が予測される事例である。

継続期間に着目すると、6-12か月のレベル3と1-6か月のレベル4の事例がほとんどであった¹²⁾。関係悪化の背景と思われるライフイベントの発生から1年未満に関わりをもち始めていることがわかった。ここでも1例は継続期間がレベル1と、5年以上の長期にわたる事例が含まれた。その事例はアルコール問題を抱えている息子の事例であったが、母親に息子の暴力を引き出すようなコミュニケーションパターンがあり、DVの研究者Babcockらが状況的な暴力と分類¹³⁾するものに近いと判断した事例である。母と子は家族以外にインフォーマルサポートネットワークがないため、母子間での諍いを市役所や警察、地域包括支援センターなど、あらゆる周囲に持ち込み自分の正当性を主張していた。暴力の程度は、暴言・押し付け・ものを投げるなどのやや軽微な暴力¹³⁾と言われる内容に長くとどまっているため、アルコール事例ではあるが慎重にリスクアセスメントすれば適用できるかもしれないと判断した。アルコール依存とうつ、自殺の組み合わせは、自殺対策で注目されている組み合わせでもある¹⁴⁾。RJによるFGCの実施に際して、アルコール問題を抱える家族員がいる場合にどうするのかを検討する必要があると分かった。

どの事例にも関係悪化の背景に、高齢夫婦の死別、家族のキーパーソンであった老親の心身機能の低下など、オーソドックスな加齢に伴うライフイベントがあり、そこに成人子の軽度知的障害や発達障害・アルコール依存や精神疾患が加わっていることがわかった。しかも加害側の家族と全く信頼関係が形成できない訳ではなく、成人の子に支援が必要な場合、適切な支援にむけて養護者への支援にも取り組むことで信頼関係も形成されることがわかった。特にアドボカシーの問題は認知症高齢者だけでなく、障害をもつ成人の子の意思表明権として重要な課題だと考えられていた。

心配されている虐待のタイプ、関与のきっかけは先行研究同様、経済的虐待やネグレクトに多かった¹⁴⁾。社会環境のアセスメントをまとめてみると、住宅確保や経済補助に問題がある場合、インフォーマルサポートネットワークが豊かであっても介護サービスを購入できない、施設サービス費を支払えないなど解決の見通しが立たないまま見守りを続けていた。特に加齢による視力低下と

聴力低下により、措置すべきだが適切な施設がないため措置できないまま見守っている事例もあった。一方、戸建てなど安定した住居や経済力があっても、世代交代がうまくいかないこと、高齢者本人に軽度認知症が生じ、その混乱した訴えのために親族ネットワークも混乱して、適切に機能しえない状況も先行研究と同様に確認された¹⁵⁻¹⁶⁾。超高齢社会では、世代交代などのライフイベントも社会的なハイリスクになりうると言える。関係悪化を回避し、先を見越してゆるやかに見守る必要性が生じている。

4. たたき台デザインの検討に向けて

高齢者虐待は極めて今日的な社会問題であるが、目前の個別援助に従事していると、その感覚が希薄化していくという訴えがあった。高齢者虐待の原因を個別的な家族問題に矮小化すると、高齢者とその家族は、たとえ保護されたとしても「虐待家族」というセルフスティグマに苦しむことになる。虐待の危険性が予想されて、しかもその時点で分離を要する緊急性がない場合には、養護者を支援して未然に防ぐことができるように、虐待ケースとせず困難ケースまたは見守りケースとして、支援することが望ましい。しかしこれらの機能を地域包括支援センターにのみ期待するならば集中的で粘り強い継続関与を要するケースが、地域包括支援センターに累積していくことが懸念される。今回聴取した適用外事例は、いずれも深刻度5であったが、虐待ケースとして判断されていたのは2事例のみで、解決の見通しがないままの見守りケースもあった。より積極的な養護者支援など、予防的介入方法が必要とされている。

地域住民は通報した結果、高齢者が望まない施設に措置され、地域から排除されることを好ましく思わないことがわかっている¹⁾。高齢者と養護者を含めた、予防としての介入の効果を、ある程度示せる実践モデルが必要だ。その方法が専門職だけでなく地域住民と共に担える対話であれば、地域福祉はさらに向上するだろう。

RJによるFGCのたたき台の検討から、適用対象として超高齢社会におけるライフイベントの内包するリスク、関係悪化の深刻度と継続期間、経済的搾取ケース、状況における暴力、アルコール依存者への対応、軽度障害者へのアドボカシーが抽出され、実践モデルの開発にはシナリオロールプレイの手法が効果的と考えられた。またプロセティック・アプローチとして、実践モデルの実施に先行して、地域社会へ高齢者虐待が社会問題であること、しかしRJという対話で、地域住民とも連携して虐待を未

然に防ぐ方法があることを啓発することが必要である。
※本研究は、文部科学省・日本学術振興会の科学研究費補助金（基盤研究(C)課題番号22530604）を受けて継続している研究の一部である。

注) アルコール健康障害対策基本法案が超党派議員連盟により2013年6月採用された。

5. 引用文献

- 1) 梅崎薫. ニッセイ財団助成研究成果報告書 高齢者虐待を予防するコミュニティづくりに関する研究. 2007
- 2) 梅崎薫. 家族と虐待関係に陥っている高齢者が市町村や専門職への通報を拒む背景を探る. 第7回日本高齢者虐待防止学会広島大会抄録集. 2010
- 3) 岡田朋子. 支援困難事例の分析調査. ミネルヴァ書房. 2010
- 4) 山下英三郎. 修復的アプローチとソーシャルワーク. 明石書店. 2012
- 5) 山下英三郎. いじめ・損なわれた関係を築きなおす修復的対話というアプローチ. 学苑社. 2010
- 6) 山下英三郎. 修復的アプローチ海外での取り組み報告書. 2011
- 7) ハワード・ゼア. 西村春夫, 細井洋子, 高橋則夫監訳. 修復的司法とは何か. 新泉社. 2003
- 8) ハワード・ゼア. 森田ゆり訳. 責任と癒し. 築地書館. 2008
- 9) 林浩康. 子ども虐待時代の新たな家族支援. 明石書店. 2008
- 10) エリザベス・ベック, ナンシー・クロフ, パメラ・レオナルド著. 林浩康監訳. ソーシャルワークと修復的正義. 明石書店. 2012
- 11) 芝野松次郎. 社会福祉実践モデル開発の理論と実際—プロセティック・アプローチに基づく実践モデルのデザイン・アンド・ディベロップメント—. 有斐閣. 2003
- 12) Karls J.M.O'Keefe ME. Person-in-Environment System Manual. 2ND EDITION. NASW PRESS. 2008
- 13) 渋沢田鶴子. 暴力と家族: アメリカにおける家族臨床の動向. 家族療法研究. 2010; Vol27. No.3: 35-41
- 14) Arlene Groh and Rick Linden. Addressing Elder Abuse The Waterloo Restorative Justice Approach to Elder Abuse Project. Journal of Elder Abuse & Neglect. 2011; 23: 127-146
- 15) 春川美土里, 矢吹知之, 加藤伸司. 在宅介護における認知症介護困難および良好の評価と介護者属性の関連. 日本認知症ケア学会誌. 2013; 第12巻第2号: 387-396
- 16) 矢吹知之, 加藤伸司, 阿部哲也, 吉川悠貴, 春川美土里. 介護者による高齢者虐待の未然防止に向けた予兆察知に関する検討. 日本認知症ケア学会誌. 2013; 第11巻第4号: 817-830